

令和 7 年仙審第 7 号

裁 決

モーターボート A 機関損傷事件

受 審 人 a

職 名 A 船長

操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官荒木信也出席のうえ審理し、
次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和 6 年 8 月 2 4 日 2 1 時 3 9 分僅か過ぎ

新潟県直江津港西方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 モーターボート A

総 ト ン 数 1.6 トン

登 録 長 5.75 メートル

機 関 の 種 類 電気点火機関

出 力 36 キロワット

3 事実の経過

(1) 構造及び設備等

Aは、平成12年7月に進水したFRP製モーターボートで、船体中央部に舵輪、機関遠隔操縦装置、機関回転計及び魚群探知機内蔵のGPSプロッターを組み込んだ操船コンソール、船尾にX社製のBAZS型と称する定格出力36キロワット、同回転数毎分6,000の船外機をそれぞれ備えていた。

船外機の潤滑油系統は、トロコイドポンプによる強制潤滑方式で、容量約2リットルのクランク室底部の油溜めにためられた潤滑油が、直結駆動の潤滑油ポンプで吸引及び加圧され、潤滑油こし器を経て潤滑油主管に至り、同管から分岐して各軸受や各ピストン等の摺動部に供給されて潤滑及び冷却を行ったのち、油溜めに戻るようになっており、同系統の保護装置として、潤滑油主管の圧力が規定値以下になると、操船コンソールの潤滑油循環表示灯が消灯するとともに警告音が鳴動し、機関回転数を徐々に減じるようになっていたものの、同油圧力低下により危急停止する機能は設けられておらず、回転数毎分1,400以下になると警告音が解除されるようになっていた。

潤滑油の性状管理は、紙製エレメント（以下「エレメント」という。）が内蔵された潤滑油こし器で同油に含まれる燃焼生成物等の不純物を除去するもので、潤滑油交換に関し、運転時間100時間ごと又は運転期間6か月ごとのいずれか、及びエレメント交換に関し、運転時間200時間ごと又は運転期間12か月ごとのいずれかで実施することが推奨されていたほか、潤滑油の白濁若しくは同油量の増加を認めた場合、水分などの混入が疑われ、直ちに潤滑油全量を交換する必要がある旨、取扱説明書に記載されていた。

(2) a 受審人の経歴等

a 受審人は、（一部省略）Aを漁船登録した後、直江津港を定係地として週末を中心に同港周辺で釣りを繰り返すようになり、劣化した潤滑油を使用して船外機の運転を続けると、摺動部の潤滑性が低下して油膜切れを引き起こし、同部に焼付きを生じるおそれがあることを承知していたものの、取扱説明書を確認したことはなかった。

(3) 本件発生に至る経緯

Aは、a 受審人が1人で乗り組み、知人1人を乗せ、釣りの目的で、船首0.4メートル船尾0.8メートルの喫水をもって、令和6年8月24日19時47分直江津港を発し、同港西方沖合約3海里的釣り場に向かった。

ところで、Aは、令和3年購入時、船外機の潤滑油及びエレメント各交換時期が不明で、購入後も運航予定がなかったことから、潤滑油及びエレメント各交換を実施しないまま陸上に一時保管された後、同5年4月に漁船登録され、釣りの目的で運航されるようになって以降、船外機の運転時間が約260時間に達したものの、潤滑油及びエレメント各交換が実施されることはなく、潤滑油の性状劣化が進行していた。

発航に先立ち、a 受審人は、劣化した潤滑油を使用して船外機の運転を続けると、摺動部の潤滑性が低下して油膜切れを引き起こし、同部に焼付きを生じるおそれがあったが、これまで運転に支障がなかったことから、引き続き無難に運転できるものと思い、取扱説明書に当たって推奨された時間で潤滑油を交換するなど、同油の性状管理を適切に行わなかった。

こうしてa 受審人は、移動と漂泊を繰り返しながら前示釣り場に

向かい、20時45分半僅か過ぎ同釣り場に至り、漂泊して釣りを始め、21時27分釣りを終えて帰途に就き、21時27分少し過ぎ直江津港導流堤北灯台（以下「導流堤灯台」という。）から295.5度（真方位、以下同じ。）3.01海里の地点で、針路を西防波堤北端付近に向く101度に定め、6.2ノットの対地速力で手動操舵によって進行中、摺動部の潤滑性が低下して油膜切れを引き起こし、21時39分僅か過ぎ導流堤灯台から305.5度1.84海里の地点において、同部に焼付きを生じ、船外機が自停した。

当時、天候は晴れで風はほとんどなく、潮候は下げ潮の末期であった。

a 受審人は、再始動を試みたものの始動できず、潤滑油点検口から乳化した潤滑油が漏出しているのを認め、航行不能と判断し、海上保安庁に救助を要請した。

Aは、来援した巡視船に曳航されて直江津港に引き付けられ、外觀調査の結果、摺動部に焼付きを生じたと診断され、修理費用の関係から船外機が換装された。

（原因及び受審人の行為）

本件機関損傷は、船外機の運転及び保守管理に当たる際、潤滑油の性状管理が不適切で、劣化した同油を使用して運転が続けられ、夜間、直江津港西方沖合において航行中、摺動部の潤滑性が低下して油膜切れを引き起こし、同部に焼付きを生じたことによって発生したものである。

a 受審人は、船外機の運転及び保守管理に当たる場合、劣化した潤滑油を使用して船外機の運転を続けると、摺動部の潤滑性が低下して油膜切れを引き起こし、同部に焼付きを生じるおそれがあったのだから、取

扱説明書に当たって推奨された時間で潤滑油を交換するなど、同油の性状管理を適切に行うべき注意義務があった。しかるに、同人は、それまで運転に支障がなかったことから、引き続き無難に運転できるものと思い、潤滑油の性状管理を適切に行わなかった職務上の過失により、夜間、直江津港西方沖合において航行中、摺動部の潤滑性が低下して油膜切れを引き起こし、同部に焼付きを生じる事態を招き、機関を損傷させるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 2 号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を 1 か月停止する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 7 月 1 5 日

仙台地方海難審判所

審判官 菅 生 貴 繁